

【平成25年1月】

「広告表示等に関する問い合わせ・相談受付状況」

当協議会には、新聞・チラシ広告、テレビCM等の広告の作成やプライスボード、価格表等の作成に関する相談が、会員事業者の他、広告代理店や新聞社、情報誌社などの広告関係事業者からも数多く寄せられ、その内容も様々なものとなっています。

のとなっています。

当ページでは、その内容を分析し、受付状況やその月に多く見られた事例などを、月別に公開しております。

また、多くみられる広告表示についての事例につきましては、「[広告表示・景品提供に関するFAQ-会員・広告関係事業者の方々へ-](#)」にまとめておりますので、広告等を作成する際の参考にして下さい。

相談受付件数

平成25年1月に受け付けた相談は74件でした。車種別の内訳は、新車関係35件、中古車関係36件、内容別の内訳は、表示関係48件、景品関係13件でした。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
	35	36	3	74
表示関係	20	28	0	48
景品関係	10	2	1	13
その他	5	6	2	13

相談者内訳

相談者の内訳としては、広告代理店等が最も多く18件で全体の約24%を占めていますが、例月に比べ、広告代理店の比率が低くなっています。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
広告代理店等	12	6	0	18
自動車関係団体	7	6	0	13
中古車専門店	0	9	1	10
中古車情報誌社	0	10	0	10
メーカー系ディーラー	6	1	2	9
新聞社	4	3	0	7
メーカー	2	0	0	2
テレビ・ラジオ局	2	0	0	2
その他	2	1	0	3

新車関係

◆表示関係の相談内訳

例月は、価格の表示に関する問い合わせが40%前後を占めていますが、1月は5件、全体の25%にとどまり、各項目の問い合わせとほぼ同じ割合となっています。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	5	④主要諸元	1
┆値引き表示	1	⑤特定事項の表示	5
┆割賦・リース	2	┆燃費	1
┆各種制度	1	┆安全・環境	3
┆その他（価格）	1	┆特別仕様・限定	1
②下取関係	3	⑥広告表現・企画の可否	5
③各種制度	1	┆広告表現の可否	2
┆補助金関係	1	┆企画の可否	3
		合計	20

◆景品関係の相談内訳

項目	件数
総付景品(もれなく)	1
一般懸賞(抽選等)	4
オープン懸賞	3
抽象的な問合せ	2
合計	10

★今月のポイント①★ 今回は、景品関係の問い合わせの中から、「来場抽選で当選した方に値引した車両を販売する企画」についての事例を紹介します。

問い合わせ内容

チラシ広告において、来店していただいた方の中から抽選で1名の方に車両本体価格から50万円値引して販売するという企画を告知しようと考えていますが、問題ないでしょうか？



問い合わせへの回答

「値引」については、景品類に当たりませんが、今回のケースのように「値引の相手方を抽選により選ぶ（抽選により値引を提供する）」場合は、正常な商習慣に照らし、値引とは認められず、「景品類の提供」に該当します。

したがって、来店者に対して抽選で景品を提供する場合（一般懸賞）の景品類の最高額は「10万円」ですから、車両本体価格と特別価格の差額が10万円を超える場合には過大な景品提供に該当します。

一般懸賞による景品提供については、[こちら「広告表示等に関するFAQ 景品類の提供方法と最高額」](#)をご参照下さい。

★今月のポイント②★ 今回は、「クリーンエネルギー自動車等導入対策費補助金の適用を前提とした参考額の表示」についての事例を紹介します。

問い合わせ内容

クリーンエネルギー自動車等導入対策費補助金の上限額が交付されることを前提として、車両本体価格から補助金を差し引いた額を参考額として大きく表示したいのですが、可能でしょうか。また、留意点があれば教えてください。



問い合わせへの回答

車両本体価格から補助金額を差し引いた額を表示することは可能ですが、表示した額で購入できるかのように誤解されることのないよう、車両本体価格を明確に表示した上で、あくまで「参考として表示*」するようにして下さい。

<参考として表示している例>

配色により車両本体価格より目立たなくしている

車両本体価格	—	補助金額（上限）	=	参考額
300万円		45万円		255万円

※「参考として表示」とは

販売価格（車両本体価格や車両本体価格に付属品等を加えた合計価格）の表示と文字の大きさを同等、もしくは、文字の大きさを小さくする、または、配色に注意するなど、販売価格より目立たないように表示することをいいます。

併せて、価格の付記説明、補助金の適用条件及び「補助金は購入者の申請に基づき審査機関の交付決定後、後日申請者に直接交付されるものである旨」の付記説明を明瞭に表示するようにして下さい。

補助金の適用を条件とした参考額の表示については、[こちら「AFTC INFORMATION 減税や補助金の適用を前提とした購入時の支払額を表示する場合の留意点について」](#)をご参照下さい。

中古車関係

◆表示関係の相談内訳

1月は、価格の表示に関する問い合わせが8件、全体の約28%を占めています。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	8	④必要表示事項の表示	4
表示方法	2	走行距離数	1
値引き表示	2	車検証の有効期限	1
支払い総額	2	記録簿の有無	1
割賦・リース	1	修復歴の有無	1
その他(価格)	1	⑤広告表現・企画の可否	6
②特定事項の表示	2	広告表現の可否	3
写真・イラスト	1	抽象的な問合せ	3
燃費	1	⑥その他	7
③下取・買取関係	1	合計	28

◆景品関係の相談内訳

項目	件数
総付景品(もれなく)	1
一般懸賞(抽選等)	1
合計	2

★今月のポイント①★ 今回は、景品関係の問い合わせの中から、「中古車成約者に景品を提供する際の景品類の最高額の算定」に関する事例を紹介します。

問い合わせ内容

当社に展示してある全ての中古車を対象として、成約した方に景品を提供する企画を広告しようと考えていますが、中古車の価格は様々なので、提供できる景品の最高額をどう算定したらよいか困っています。このような場合、どのように算定したらよいのでしょうか？

問い合わせへの回答

今回のように、全ての展示車を対象にして同じ景品を提供しようとする場合の景品類の最高額は、展示車のうち、最低の価格を取引価額として算定することとなります。

例えば40万円から200万円までの展示車全てを対象に実施する場合は、40万円を取引価額として景品の最高額を設定する必要があります。

提供しようとしている景品の額が、最低価格から算定した最高額を超えてしまう場合は、提供する景品を変更するか、景品提供の対象となる中古車を金額で限定（「●●万円以上の中古車をご成約の方」等）して実施して下さい。

★今月のポイント②★ 今回は、「現車とは一部異なる場合がある旨の付記説明」に関する事例を紹介します。

問い合わせ内容

先ほど在庫した中古車（アルミホイール非装着車）を広告に掲載する予定でしたが、写真が間に合わなかったため、この間まで展示していた、アルミホイールを装着した同じ車種・グレード・色の中古車の写真があったので、その写真を掲載し、「現車とは一部異なる場合がございます。異なる場合は現車を優先いたします」と付記しようと考えていますが、問題無いでしょうか。



問い合わせへの回答

規約では、写真と販売価格を併用して表示する場合は、実際に販売する中古車の写真を使用することになっているため、販売する中古車と異なる中古車の写真を使用することは問題となります。

したがって、「現車とは異なる場合がある旨」、「写真と現車が異なる場合は現車を優先する旨」を付記しても、販売する中古車と異なる中古車の写真を使用することはできません。

なお、写真が間に合わない場合は、「NO PHOTO」（写真なし）等の対応をとるようにして下さい。

写真の販売価格を併用して表示する場合については、[こちら「広告表示に関するFAQ 中古車の広告に新車の写真を流用」](#)についてもご参照下さい。